

交	00	01	5 年
(令和12年 3 月末まで保存)			
(令和12年 3 月末まで有効)			

運 免 第 1 1 0 8 号
 令 和 7 年 3 月 2 1 日

交 通 部 内 所 属 長
 各 警 察 署 長 殿

運 転 免 許 課 長

初心運転者標識の表示義務に関する規定の見直しに関する留意事項について
 初心運転者標識の表示義務に関する事務については、「初心運転者標識の表示義務に関する規定の見直しに関する留意事項について」（令和 2 年12月 1 日付け運免第 822号）に基づき運用されているところであるが、道路交通法の一部を改正する法律（令和 4 年法律第32号）の施行に伴い、免許情報記録個人番号カード（以下「マイナ免許証」という。）への記録に関する規定が整備された、下記のとおり、所要の改正を行い、令和 7 年 3 月24日から運用することとしたので、事務処理上遺漏のないようにされたい。

なお、前記通達は、同日をもって廃止する。

記

1 初心運転者標識の表示義務が免除される者に係る運転免許証の備考欄への記載及びマイナ免許証への記録について

- (1) 令和 2 年12月 1 日以後に準中型免許を受けた者（以下「準中型取得者」という。）で、準中型自動車又は普通自動車のいずれを運転する場合も初心運転者標識の表示義務が免除されるもの（法第71条の 5 第 1 項又は令第26条の 4 第 1 項に規定する免除事由及び同条第 2 項に規定する免除事由に該当する者）については、運転免許証の備考欄に「初心者標識免除（準中・普通）」と記載すること。

マイナ免許証の場合は、特定免許情報として「初心者標識免除（準中・普通）」と記録することとする。

- (2) 準中型取得者又は普通自動車免許を受けた者で、普通自動車を運転する場合の初心運転者標識の表示義務が免除されるもの（令第26条の 4 第 2 項に規定する免除事由に該当する者）（上記(1)に該当する者は除く。）については、運転免許証の備考欄に「初心者標識免除（普通）」と記載すること。

マイナ免許証の場合は、特定免許情報として「初心者標識免除（準中・普通）」と記録することとする。

2 交通指導取締りにおける留意事項について

初心運転者標識の表示義務の有無及び対象となる自動車の種類については、準中型免許又は普通免許の取得日や保有歴、運転免許の効力が停止されていた期間等によって異なるところ、これらは運転免許証に記載されている事項（備考欄に記載されている事項を含む。）又はマイナ免許証に記録された特定免許情報のみから判断することはできないことから、初心運転者標識表示義務違反に係る交通指導取締りに当たっては、各種照会により免除事由に該当していないかを確認するなどして対応に誤りがないよう注意すること。

担当 運転免許課企画係